**平成２８年（フ）第４７５号**
埼玉県新座市片山３丁目５番25号
債務者　篠崎　茂春
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１３４号**
愛知県岡崎市上青野町字東市場53番地２
債務者　小島　真里（旧姓荒牧）
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２８年（フ）第８８号**
群馬県藤岡市藤岡636番地８　シティラグーンＢ101号室
債務者　高桑　裕未（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２８年（フ）第９１号**
群馬県富岡市上高尾608番地１　メゾン・ブナの森102
債務者　高橋明日香
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２８年（フ）第９３号**
群馬県高崎市下里見町1458番地１
債務者　吉田　亘孝
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２８年（フ）第２１９号**
埼玉県鴻巣市滝馬室1096番地１
債務者　櫻興業こと　井沢　裕次
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第３８９号**
さいたま市浦和区針ヶ谷４丁目１番１号Ａ―704
債務者　吉田奈緒子（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第３９７号**
埼玉県上尾市大字小泉498番地　リヴィエールＢ―302
債務者　高橋　誠一
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第４５３号**
埼玉県川口市北原台２丁目６番３号　春花園弐番館403、旧住所埼玉県川口市差間１丁目７番18号　フレッサ203号
債務者　奥山　正樹
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第５０５号**
さいたま市南区白幡１丁目７番14号、旧住所さいたま市浦和区仲町４丁目２番23―203号
債務者　星野　健一
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第５１２号**
さいたま市緑区東浦和３丁目18番地11
債務者　諏訪　賢一
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第５１５号**
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地２－１－504、旧住所埼玉県戸田市本町１丁目15番18―201号
債務者　中村　友亮
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第５３２号**
埼玉県川口市前川３丁目25番11号　メゾンオリエンタル203号
債務者　高野　　剛
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第５３９号**
茨城県石岡市小幡3239番地１
債務者　常光寺奈津子
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第２１１号**
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東３丁目８番地９
債務者　野田フェこと　ノダ　フェ　イエル
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２８年（フ）第２１６号**
埼玉県八潮市大字古新田932番地４　マイ・ルーム藤Ⅱ201号
債務者　長谷川　剛
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２８年（フ）第２４９号**
埼玉県草加市青柳４丁目16番21号　ハイツ宮Ｇ―202号
債務者　笹　　博倫
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係